

i 暮らしのインフォメーション

募集・催し物・お知らせなど、暮らしに役立つ情報を届けます。

☎…申し込み ㊟…問い合わせ



募集

Recruitment

東庄県民の森「山野草展示会」 フリーマーケット出店者

日時／4月21日(日) 午前9時～午後3時

場所／東庄県民の森 芝生広場

参加費／1区画500円

㊟東庄県民の森(☎0478-87-0393)

令和6年度 前期技能検定

技能検定は、皆さんが持っている技能を国が一定の基準により検定することで、技能と社会的地位の向上を図る国家検定制度です。

合格した人には合格証書が交付され、技能士の称号が付与されます。

受付期間／4月3日(水)～16日(火)

試験日／6月6日(木)～9月8日(日)の指定する日

実施職種／1～3級(一部職種)および単一等級 ※造園、とび、塗装など40職種65作業。

受検手数料／実技：18,200円、学科：3,100円 ※学生や年齢などにより、実技試験受検手数料が異なる場合があります。くわしくは千葉県職業能力開発協会ホームページ(<https://chivada.or.jp>)で確認してください。

㊟千葉県職業能力開発協会技能検定課(☎043-296-1150)



催し物

Events

みんなで体験しよう 火災予防イベント

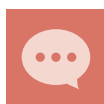
防火衣を着用しての写真撮影や訓練用水消火器の体験、住宅用火災警報器の点検体験などができるイベントを開催します。

先着200人に消防エコバッグをプレゼントします。

日時／3月23日(土) 午前10時～午後1時 ※荒天中止。

場所／イオンタウン旭駐車場

㊟消防本部予防課(☎63-5356)



お知らせ

Information

住民税非課税世帯等物価高騰対策 給付金(追加給付分)申請はお済みですか

物価高騰による家計への影響が大きいため、1世帯当たり7万円の給付金を支給しています。対象と思われる世帯には「確認書」を送付しています。

まだ申請が済んでいない場合は、確認書の内容を確認して必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で期限までに申請してください。

申請期限／3月29日(金) ※消印有効。期限までに確認書を提出しない場合は、給付金を受け取れません。

㊟住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金担当窓口(☎62-5376・社会福祉課社会班内)

はり・きゅう・マッサージなどの 施設利用券の交付を開始します

市内に住む高齢者の健康保持・増進を目的とした「はり・きゅう・マッサージ等施設利用券」を交付します。

市に登録された施設でのみ使用できます。

対象／市内に住所があり、居住している70歳以上の人

受付開始日／3月28日(木)

受付場所／高齢者福祉課

交付枚数／12枚 ※11月以降に申請した場合は1か月ごとに2枚減。

㊟高齢者福祉課高齢者班(☎62-5350)

働くことに悩みを抱えている若者へ 無料の相談会を開催

仕事に関する不安を解消し、就労に向かえるように相談会を開催します。

対象／15歳から50歳未満の自立に悩む無職の人や、その家族

日時／3月22日(金) 午前10時～午後3時 ※要予約。

場所／あさひ市民センター2階 小会議室

㊟ちば北総地域若者サポートステーション(☎0476-24-7880)

福祉のしごと

就職フェア・inちば

社会福祉施設などの採用担当者との面談や福祉の職場に関する相談会。

対象／社会福祉施設・事業所などへ就職を希望する人

日時／4月21日(日) 午前11時～午後3時

場所／ホテルポートプラザちば(千葉市中央区千葉港8-5)

費用／無料 ※申し込み・履歴書不要。
㊟千葉県社会福祉協議会 千葉県福祉人材センター(☎043-306-1277)

千葉県動物愛護センター 令和5年度動物愛護事業

犬のしつけ方教室 基礎講座

日時／3月28日(木) 午前10時～正午 ※受け付けは午前9時30分から。

場所／千葉県動物愛護センター本所(富里市御料709-1)

定員／10組 ※要予約。

費用／無料

犬と猫との出会いの場

犬猫の飼い主(あげたい人)と、新たな飼い主(ほしい人)をつなぐ機会を提供しています。くわしくはホームページ(<https://www.pref.chiba.lg.jp/aigo/dogcat-meeting.html>)で確認してください。



犬のしつけ方の動画配信

犬のしつけ方の動画を配信しています。「ちば電子申請サービス」の「犬のしつけ方教室(基礎講座)動画配信の申込み」(<https://www.pref.chiba.lg.jp/aigo/inu-shituke-kyoushitu.html>)から申し込んでください。

㊟千葉県動物愛護センター(☎0476-93-5711)



譲ってください

使われていない「こいのぼり」

毎年、袋公園桜まつりの開催に合わせて、袋の溜池の上に、こいのぼりを揚げています。家庭で使わなくなったこいのぼりを譲ってください。

㊟商工観光課観光班(☎62-5338)

あなたのアイデアで魅力を発信 新たな特産品の開発を応援します

市の新たな魅力を発信するため、地域の特色を生かした特産品の開発事業に補助金を交付します。

対象／市内在住の人か、市内に事業所などを持つ法人、市内で活動する団体
対象事業／土産品や地域の食材を使用した食品などを新たに開発する事業や、既存品に改良を加え販売する事業
対象経費／開発費、品質検査費、栄養成分分析費、商標登録経費、商品のパッケージ・ラベルなどの製作費、販売促進費など ※人件費などは除く。

補助額／対象経費の2分の1以内で上限は50万円 ※1事業につき3年間補助が受けられます。

申込期間／4月1日(月)～30日(火)

申し込み方法／商工観光課か市ホームページから入手できる申請書に必要事項を記入し、申し込んでください。

選考方法／プレゼンテーションなどによる審査 ※くわしくは、市ホームページで確認してください。

☎商工観光課商工労政班(☎62-5874)

子どもの受診に迷ったときは

子どもは急に体調を崩しやすく、発熱や嘔吐、発疹など、健康に関しての不安がつきものです。子どもは自分の体調や症状を適切に表現できないため、病院を受診するか迷ったときに活用してください。

「小児対応市内医療機関一覧」を市ホームページに掲載しました

市ホームページに小児診療の可能な医療機関を掲載しています。受診するときの参考にしてください。



こども急病電話相談

子どもの具合が悪くなったときに、看護師や小児科医が電話で症状を聞いて、すぐに受診をしたほうが良いかをアドバイスします。

相談時間／午後7時～翌午前8時

電話番号／#8000 ※ダイヤル回線・光電話などからは☎043-242-9939へ電話してください。相談は無料で、通話料は利用者の負担です。

日本小児科学会 監修 「こどもの救急」ウェブサイト

生後1か月～6歳までの子どもが、病院を受診するか、判断の目安を提供しています。症状にチェックを入れると「救急車で病院に行く」や「おうちで様子をみましょう」など、判断の目安や看病のポイントが表示されます。



千葉県救急安心電話相談

救急車を呼ぶか迷ったら相談してください。

相談時間／●平日、土曜日：午後6時～翌午前8時 ●日曜日、祝日、年末年始、ゴールデンウィーク：午前9時～翌午前8時

電話番号／#7119 ※ダイヤル回線・光電話などからは☎03-6810-1636へ電話してください。相談は無料で、通話料は利用者の負担です。

問い合わせ先

健康づくり課母子保健班(☎63-8711)

消費生活センター

ほんと通信

156

あなたの貴金属が狙われている？訪問購入に注意

業者が自宅に訪問し、物品を買い取る「訪問購入」のトラブルが増えています。

【事例】

突然買い取り業者から電話があり「食器などの不用品を買い取りたい。皿1枚でもいい」と言われ訪問を承諾した。要らない皿を買い取ってもらった後「売らなくてもいいので、指輪などの貴金属を鑑定したい」と言われ、アクセサリーを見せると「今日なら高く買い取る」と言われた。売るつもりはなかったので断ったが、しつこく食い下がられて怖くなり、契約書にサインをしてしまい、アクセサリー5点を2千円で買い取られてしまった。

アドバイス

- 業者から電話があっても、売るつもりがなければ安易に訪問を承諾せず、電話を切りましょう。
- 業者の飛び込み勧誘は禁止されています。突然訪問があっても、家には入れずに外で対応しましょう。アンケートなど、目的を偽って訪問する事例もあります。
- 当初と違う物の買い取りを求めることは禁止されています。きっぱり断りましょう。
- 買い取りに応じる際は、契約内容を記載した書類の交付を求め、確認しましょう。物品の種類、特徴、数、買い取り価格、契約年月日、業者の連絡先などの確認は、トラブル防止のために重要です。



- 訪問購入は一部の物品を除き、クーリング・オフが適用されます。契約書を受け取ってから8日以内であれば、引き渡し後でも、業者負担で物品の返還や業者へ代金の返却ができます。この8日間は物品の引き渡しを拒むことができるので、契約を結んでも、その場で引き渡す必要はありません。
 - 業者が家に勝手に上がろうとする、脅すような態度をとるなど、身の危険を感じたら迷わず警察(☎110)に通報しましょう。
 - 不安に思った場合は、消費者ホットライン(☎188)や消費生活センターに相談してください。
- ☎旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)